

仕様書

1 適用

この仕様書は、非常用発電設備点検保守に適用する。

2 委託場所

別紙1のとおりとする。

3 委託対象機器

別紙1のとおりとする。

4 委託内容

(1) 定期点検

点検内容は別紙2のとおりとする。点検の結果、必要に応じて調整、増し締め、給油、消耗品の交換又は補充、清掃、塗装（タッチペイント）等、常に各種設備が正常に稼働するよう努め、性能を維持する。

(2) 臨時点検

乙は、当該設備に障害が発生した場合などにおいて、甲から連絡を受けた際は、直ちに業務従事者を派遣し、故障等の原因の調査を行うとともに、必要な処置を行い、障害の復旧に着手し、結果を報告すること。報告時は障害の原因、復旧に必要な期間、取り替えを要する部品名、概算額等を速やかに報告すること。

(3) 修繕対応

臨時点検の結果、修繕が必要となり、甲から修繕依頼があった場合には、対応すること。修繕完了後、甲に結果を報告し、速やかに修繕報告書を提出すること。

5 点検回数

(1) 定期点検

令和8年度 6ヶ月点検 1回, 12ヶ月点検 1回

令和9年度 6ヶ月点検 1回

(2) 臨時点検

故障・障害等発生時（随時）

重障害および緊急時は休日・夜間対応可とする。

6 業務責任者等

(1) 乙は、委託契約締結後、速やかに業務責任者を選任し、甲に書面で提出すること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2) 業務責任者は、仕様書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとし、常に甲の担当職員と連絡を緊密に行い、業務従事者を指揮監督することとする。

(3) 業務責任者は、受託業務の履行監理・運営に必要な知識・技能・経験を有する者とする。なお、業務責任者は業務従事者を兼ねることができるものとする。

(4) 業務従事者は、業務の履行に必要な知識・技能・経験を有するものとする。

(5) 乙は、自家用発電設備専門技術者資格証を有している者を1名以上、業務従事者に配置しなければならない。

7 提出書類

(1) 業務責任者届 (任意様式)

(2) 業務計画書 (任意様式)

下記事項を記載した業務計画書を1部作成し、契約締結後3週間以内(厳守)に提出して甲の承認を受けなければならない。

- ア 業務概要
- イ 全体工程表
- ウ 安全・事故防止対策
- エ 連絡体制(夜間、休日、緊急時含む)
- オ 作業従事者名簿(業務に係る資格記載)
- カ 点検報告書様式
- キ 測定器一覧(校正日記載)

乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、甲に変更箇所を提出しなければならない。

(3) 点検報告書(定期点検及び臨時点検)

点検終了後、下記事項を記載した報告書を作成し、速やかに提出して検査を受けなければならない。

(定期点検及び臨時点検)

- ア 点検結果の概要(総括)
- イ 点検結果による技術的所見
- ウ 点検記録(外観、動作試験、測定)
- エ 現場写真

(修繕報告書)

- ア 修繕の概要
- イ 修繕による技術的所見(原因・処置内容)
- ウ 点検記録(外観、動作試験、測定)
- エ 写真(新・旧機器、作業中、修繕取付後・前)

報告書の表紙のタイトル名は、目的に応じて「定期点検報告書」、「臨時点検報告書」、「修繕報告書」のいずれかを記載すること。

定期点検報告書については、施設毎にインデックスを付けて明記すること。

各報告書は任意様式とするが、出来る限り見やすい様式、わかりやすい表現とすること。

測定記録については、判定基準値、判定結果を記載すること。

現場写真については、点検作業状況及び障害状況等を撮影箇所とし、撮影頻度は施設毎とする。交換が必要な箇所や不具合を発見した場合は、その状況が分かる写真や文言等を報告書へ添付すること。

下期の定期点検報告書は2月までに提出すること。

(4) 緊急時の連絡先

大型連休、夏季休暇、年末年始等の長期休暇時について、緊急連絡先及び連絡体制表を必要に応じて提出すること。

(5) 実施工程表

定期点検を実施する2週間前までに提出し、承認を得ること。また本業務の実施にあたり、施設利用者に支障を与えないよう実施日時を調整すること。予定日を延期する場合、速やかに甲に連絡し、延期日が決まり次第、甲に点検日を連絡

すること。

8 安全等の確保

- (1) 業務の実施に際しては、施設利用者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、常に安全管理に心掛け、感電、墜落事故等に十分注意するものとし、必要に応じて保安防具等を着用するものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに甲に報告し、甲から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
- (5) 山間部での移動がある箇所については、斜面滑落などには十分注意すること。業務実施途中で点検路の崩落など通行が困難な箇所があった場合には、その箇所の通行を要する箇所の点検業務は行わず、速やかにその旨を甲に報告すること。また、蛇や蜂、ヒル、ダニその他の危険生物等には十分注意し、医薬品や殺虫剤の携行等の対策及び装備を行うこと。

9 費用の負担

- (1) 乙は、業務に必要な範囲内で、甲の施設及び設備を無償で使うことができる。
- (2) 業務に必要な工具、計測機器、消耗品、材料及び油脂等（以下含む）は、乙の負担とする。

潤滑油、潤滑油フィルタ、燃料フィルタ、冷却水不凍液、ガスケット類、パッキン類、ランプ類、ヒューズ類、ウエス、洗油、モノレール用ガソリン等

- (3) 甲の所有する保守用測定器類、保守工具、予備品を使用するときは、甲の承認を受けなければならない。
- (4) 障害発生の場合、乙は甲の連絡により速やかに業務従事者を派遣し、復旧すること。その場合の費用負担については、別表のとおりとする。点検及び調整等の軽微な保守により復旧できるものは契約金額に含まれるものとし、部品の交換その他の修理が必要なものは別途協議するものとする。
- (5) 修理において甲の負担となる場合は、当該費用の見積書を甲に提出すること。

10 留意事項

- (1) 点検に当たっては、甲の担当職員と緊密な連絡を取り、機器本来の性能を十分発揮できるように務めなければならない。
- (2) 定期点検、臨時点検及び修繕の作業時間については、原則として平日の午前8時30分から午後5時00分までの間とし、業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ甲に承諾を得なければならない。なお、この時間範囲外であっても運用上の緊急対応、臨時点検、災害等支援など緊急を要し、甲の担当職員から口頭で指示を受けた場合においては、作業を行うことができるものとする。
- (3) 当該機器は、常時運用状態にあるので、点検保守に際して装置を一時的に停止させる場合には、テレメータの定時観測時間外に行い、また、他の装置の運用に

障害とならないように十分に注意し、停止時間を必要最小限度にとどめなければならない。

- (4) 業務を遂行するに当たり、技術・システム上不明な点は、乙が解決を図るものとする。（※代替部品を含む保守部品調達に伴う製造業者との連絡調整等を含む。）
- (5) 業務を実施している際に、故障等異常が確認された場合は、速やかに甲に連絡を行い、その指示に従うこと。（軽微なものは除く。）また、復旧作業を行った場合は、速やかにその状況及び措置内容を報告するとともに原因調査を行うものとする。
- (6) 乙は、工事計画や台帳・図面整理等において甲から技術的な協力を求められた場合は、これに応じること。
- (7) 業務実施にあたっては、事前に天候の情報を収集し、悪天候が想定される場合には甲と協議のうえ当日の業務を中止すること。また、業務実施中に天候が悪化、又は悪化が予想される場合には、状況に応じて甲と打ち合わせを行い、業務を中止・延期する等の措置を行うこと。
- (8) 委託先までの道路の規制情報については事前に確認すること。移動時に崩土や倒木、積雪等で支障を来すことが判明した場合は、甲に情報提供すること。（可能であれば写真を撮る。）
- (9) 委託場所が有人の施設においては、施設管理者の担当者に点検予定日を連絡または調整すること。
- (10) 大森山中継局への移動でモノレールを利用する場合、甲に予約申込みを行うこと。利用の際、利用前の状態を確認し、有資格者が運転操作を行い、作業終了後、モノレール点検報告書を速やかに提出すること。異常や気付いた点がある場合は、写真を添付し報告すること。

修理に関する費用負担区分

修理の種類	甲	乙
自然災害（台風・落雷・地震・火災等）または劣化によるもの	○	
点検時に確認された故障で同時に修理が可能なもの		○
点検時に確認された故障で別途修理が必要なもの	○	
甲の管理瑕疵あるいは甲の都合によるもの	○	
乙の管理瑕疵によるもの		○
上記以外のもの	甲乙協議による	

「劣化」とは、汚れ、変形、沈下、脱落、割れ、き裂、破損、損傷、焼損、腐食、さび、摩耗、損耗、緩み、詰まり、流体等の漏えい、変色その他これらに類する状態をいう。

設置場所	住 所	容 量
1 串間総合庁舎	串間市大字西方 8 9 7 0	20kVA
2 都城総合庁舎	都城市北原町 2 4 - 2 1	20kVA
3 小林総合庁舎	小林市細野 3 6 7 - 2	20kVA
4 西都総合庁舎	西都市大字三宅下鶴 9 4 5 1	20kVA
5 日向総合庁舎	日向市中町 2 - 1 4	30kVA
6 西臼杵支庁	西臼杵郡高千穂町大字三田井 2 2	20kVA
7 高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山 3 1 0 0	20kVA
8 高鍋総合庁舎	児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三 3 8 7 0 - 1	20kVA
9 大森山中継局	小林市須木村柚園国有林 5 1 い 2 林小班	25kVA
10 鰐塚山中継局	宮崎市田野町本田野国有林 7 0 は 林小班	30kVA
11 遠見山中継局	東臼杵郡門川町大字庵川字谷山 5 5 4 8 - 3	20kVA
12 畑倉中継局	児湯郡都農町大字川北字川北尾鈴国有林 1 1 へ 林小班	20kVA
13 清水岳中継局	東臼杵郡椎葉村大字松尾字松尾国有林 2 5 1 ろ 林小班	30kVA
14 吹山中継局	西都市大字南方字鳥の巣 1 8 3 番 1	20kVA
15 烏帽子岳中継局	西臼杵郡高千穂町大字向山字大岩の元 3 4 7 4	15kVA
16 えびの中継局	えびの市大字末永 1 4 8 9	10kVA
17 鶴戸中継局	日南市大字宮浦 5 4 6 8	20kVA
18 梣形山中継局	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字栗の谷 2 1 0 0 - 1	15kVA
19 天包山中継局	児湯郡西米良村大字小川字木浦 5 0 6 - 3	15kVA
20 速日峰中継局	延岡市北方町早中巳第一速日峰国有林 1 1 2 2 は 林小班	20kVA
21 高畑山中継局	串間市大字本城黒荷田国有林 7 2 く 林小班	15kVA
22 鏡山中継局	延岡市須美江町 1 1 2 6 - 1	20kVA
23 上椎葉中継局	東臼杵郡椎葉村大字下福良字上椎葉 1 8 2 6 - 2 4 4	15kVA
24 土然ヶ丘中継局	小林市野尻町角谷国有林 3 0 7 3 に 林小班	15kVA
25 天ヶ城公園中継局	宮崎市高岡町内山 3 0 0 3	5kVA
26 予備品	宮崎市内保管	5kVA
27 予備品	宮崎市内保管	5kVA

点検内容

1 6 か月点検

- (1) 運転中の振動点検
- (2) ベース
- (3) 軸受の油量及びオイルリングの点検
- (4) グリースの補給
- (5) 手ざわり又は温度計による各部の温度点検
- (6) 機関潤滑油の点検
- (7) 視覚による整流子及び集電状態
- (8) 回転機器等の清掃
- (9) 配電盤（自起動盤）のリレー、ランプ、ヒューズ等の点検
- (10) 自動充電装置の浮動充電電圧測定
- (11) 起動用バッテリーの強制充電を行う。
- (12) 起動用バッテリーの点検（清掃、端子点検並びに端子電圧、電解液比重及び液温の測定）
- (13) 冷却水の点検
- (14) 疑似停電による機関駆動及び停電回復による商用電力切替試験
- (15) 切替試験時に機関回転数、出力電圧、電流、周波数等の測定及び切替操作後に潤滑油、燃料等の確認
- (16) 統制局遠隔操作による起動試験及び警報回路試験
- (17) 赤外線ランプ及び排気口の確認
- (18) 整流子、スリップリング並びにアンダーカッターの磨耗及び汚損の点検
- (19) 機関各部の点検整備（燃料ポンプ、各可動部分、始動電動機、冷却水ポンプ、エアクリーナ、ファンベルトその他各部の清掃）

2 1 2 ヶ月点検

- (1) 絶縁抵抗測定
- (2) 配電盤（自起動盤）内部の清掃及び各種リレーの点検調整
- (3) 警報回路試験
- (4) 凍結防止